

令和5年11月10日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る検討委員会  
委員長 金子 浩治

### 石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る提言

令和4年6月24日付け石障福第325号で提言依頼のありました標記の件について、本検討委員会の議論を踏まえ、下記のとおり提言いたします。

#### 記

##### 1 はじめに

本検討委員会は、石狩市における障がいのある人の情報・コミュニケーションに関する条例の作成に当たり、市が示した条例素案について、次の項目に基づきながら協議、検討を重ねて参りました。

- (1) 障がいのある人にもわかりやすい言葉や文章となるよう心がけながら条文を作っていく。
- (2) 障がいのある人とのコミュニケーションについて、どのように考え、どう行動すればよいかを、広く市民や事業者にわかってもらうことを目標にする。
- (3) 障がいのある人に対するコミュニケーションの支援体制について、今の石狩市の条例や制度などで十分ではないところを、対応できるようにする。
- (4) 障がいのある人が何かに合わせるのではなく、それぞれ自分らしく生きることができ、情報を手に入れやすく、意思を伝えやすい地域にしていく考えで作っていく。

上記の事項を考慮しつつ、以下は条例に対する提言並びに市への要望となる附帯意見となります。

## 2 条例素案に対する提言について

条例の施策を継続的に推進していくことを目的とし、次のとおり提言します。

### 【提言 Ⅰ】

障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくこと。

#### 〈提言 Ⅰの解説〉

障がいのある人とコミュニケーションを取るためには、その人の特性に合った情報の発信や取得の方法など、コミュニケーション手段を学ぶことが大切であると考え、また、学ぶための環境を整備していくことが大切であると考えます。

### 【提言 Ⅱ】

コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段の活用を広めていくこと。

#### 〈提言 Ⅱの解説〉

コミュニケーション支援者による支援とコミュニケーション手段を活用することで、障がいのある人が情報を発信し、取得しやすくなり、お互いにコミュニケーションが取りやすい環境になるものと考えられます。よって、コミュニケーション支援者の支援体制を充実させることや、コミュニケーション手段の活用を広めていくことが大切であると考えます。

### 【提言 Ⅲ】

市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくこと。

#### 〈提言 Ⅲの解説〉

障がいのある人が、外出先や店などで情報を発信し、取得することに困難を感じるこ  
とのない環境を整備していくことが必要であり、そのためには、市民や事業者が障がい  
のある人への合理的配慮について理解することが大切であると考えます。

【提言】

障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境をつくること。

〈提言の解説〉

障がいのある人が、コミュニケーションを取りにくいことで自分の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないように、どんな場面においても、障がいの特性に合った情報の発信や取得ができるような環境を整備していくことが大切であると考えます。

3 附帯意見について

検討委員会の議論を踏まえ、次の事項を附帯意見として提言します。

(1) 本条例の趣旨を踏まえた市の方針について

ア この度検討した条例については、障がいのある人のための内容となっておりますが、障がいのある人のほかにも、高齢者や認知症の方、外国人など、地域には情報を伝え、受け取ることに困難を感じている方は多くおられるので、誰もが情報を伝え、受け取りやすい環境を整備することが大切であると考えます。

前文に書かれた「誰もが暮らしやすく、やさしいまち」を目指していくためにも、市は本条例をきっかけに、情報を伝え、受け取ることに困難を感じているすべての方のための環境整備に取り組んでもらいたいと思います。

(2) 条例に掲げた施策の推進について

ア 学校教育における総合的な学習の時間などを活用し、幼いころから障がいの特性及びコミュニケーション手段を学び、障がいのある人とふれあう場面を設けるなど、障がいへの理解を深める機会をつくってもらいたいと思います。

イ 石狩市の職員を含め、公的機関や民間の事業者に対しても、障がいの特性やコミュニケーション手段を理解するための研修を実施してもらいたいと思います。